

社会科教育におけるマス・コミュニケーションの問題

(第三報告・第四報告)

石黒 彰二・織田 長繁・中尾 正三

は し が き

ここに報告する研究は昭和32年度文部省科学研究助成金による研究の一部である。このうち第三報告は日本教育学会第16回大会で、第四報告は日本応用心理学会第23回大会でそれぞれ発表したものである。ここでは紙数の制限もある

ので、その概要を抄記するに止め、詳細な報告はまた別の機会にゆずりたい。

なおこの研究の計画と進行について、いろいろと貴重な御示唆をいただいた重松鷹泰、続有恒両教授に対して深く感謝の意を表したい。

第三報告 映画の鑑賞指導による社会的態度の変容について (I)

1. 序

映画の観覧が、青少年の情緒的反応や態度の形成と変化に多くの効果をもつことは、ピーターソンとサーストン (Peterson, R. C. and Thurstone, L. L.) (1) の研究以来多くの人々によって実験的に検討されてきた。われわれはさきに予備的意義をもった調査、すなわち第一報告「映画『しいのみ学園』における反応の研究」(2) において、映画がわが国の中学・高校の生徒に及ぼす影響を分析検討した。その結果、発達段階に応じて映画から影響をうける内容が異なること、中学から高校に進むに従って映画鑑賞の態度が客観的、批判的になっていくこと、学校教育の影響がその反応にかなりよく認められることなどを明らかにすることができた。しかしこの調査は、質問紙により映画観覧後の生徒の感想をまとめたものであって、条件統整にもなお不十分なところがあり、さらに観覧後における教師の指導の効果を追究することもできなかった。

もともとわれわれが映画の鑑賞指導を考える場合、その映画の主題をはっきりととらえ、内容を正しく理解し感得するとともに、それを批判し、それを最も妥当な形で自らの生活の中にとり入れ、人格形成の素材としていくように生徒を導くことが、その最も基本的なねらいとされるであろう。そのためには、われわれがたん

に教育的な立場からみてよい映画を見せるというだけでなく、生徒が自らよい映画を選択し、俗悪な映画を拒斥しうる能力や態度を育成するように指導すること、見られた映画に対する批評や討議を通して、映画から受ける影響を統整し、適切な方向づけをするとともに映画に対する批判的態度を助成することなどがとくに大切である。このような指導は、一定の教育的意図の下に製作され、所定の教科課程の中に導入される映画、いわゆる教育映画に対して必要なことはいうまでもないが、さらに一般の教養娯楽のために営利的に製作され、自由な観覧に任されている映画に対して一層重要な意義をもつのである。

上に述べた予備調査の結果によってもわかるように、教育的見地からみて適切とされる劇映画であっても、その生徒の生活経歴や学習経験、あるいはパーソナリティの相異によって見方や受けとり方に個人差があるとすれば、映画鑑賞の効果を最も高度で、望ましいものとするために、観覧前後の指導がとくに大切となるわけである。しかしこのような指導をすれば、いつでもどの映画に対しても、期待した程度あるいは方向に映画の影響を統制できるかどうかは疑問である。

われわれがみるところでは、第一報告におい

て分析したように、教師による指導の効果はたしかに認められるが、それが全能であるとはいえない。むしろ生徒のパーソナリティに投射して屈折された反応を教師の力で打消したり、是正したりすることのできない場合がかなり多いように思われるのである。そこでわれわれは、このような映画の影響力とそれを受けとめる生徒の反応の実態を考慮に入れながら、映画鑑賞の指導が、中学高校の生徒に対して、どのような効果を収めうるかを実験的に検討しようと考えたのである。以下述べる二つの報告は、被験者の年齢を異にし、実験的手続にも多少の相異があるが、ともにこのような企図に基づいて行われたものである。

2. 目 的

この研究の目的は、映画の社会的態度に及ぼす影響を、観覧後の教師の指導によってどの程度変化させることができるかを明らかにすることである。ここでとりあげた映画は、「最後の橋」である。これは戦争の中にめばえた人類愛と祖国愛の葛藤を描いたものであって、観客に対して人類愛に生きるものの崇高さを最も強く訴えるものと予想せられる。しかしここで扱われた題材は、第二次世界大戦におけるドイツ軍とその侵略に抵抗するパルチザンの戦闘を背景としたものであって、生徒はそこから予想外のさまざまな影響をも受けるものと思われる。そこでこれらの影響を統制して、とくに社会科教育でめざしている望ましい社会的態度すなわち人権を尊重し、国際平和の維持増進に努力しようとする態度の形成に役立てようとする教師の指導が、どの程度の効果を収めうるかを検討するのである。

なお鑑賞指導において、一般に用いられている指導法の様式、すなわち講義法と討議法が上述の目的のためにどのような効果をもっているかを、ここであわせて検討したい。

3. 方 法

(1) 実験計画

中学3年の生徒75名を25名ずつの、等質とみなされる三群に分け、映画観覧後講義法によ

て指導するもの（講義群）と討議法によって指導するもの（討議群）及びなんら指導を加えないもの（統整群）の三方法を適用して、その効果を比較する。

ここでとられた指導の方法と内容は概略次の通りである。指導時間は両法とも30分とする。

(1) 講 義 法

教師の講義によって、一般的に戦争の社会的な意義と原因について説明し、戦争が文化を破壊し人間を殺傷する反社会的反人間的な手段であることを知らせた後、映画の中でパルチザンに捕えられた女医が恋愛と祖国愛にひかれながら、人類愛にめざめていった過程を強調する。しかし戦争の中ではよい解決のないことを女医の死によって示唆し、ヒューマンズムの実現にとって国際平和の維持と増進がいかに必要であるかを知らせる。

(2) 討 議 法

戦争とはどういうものか、女医の行動と印象に残った場面及び最後の橋での女医の死について、生徒を座長として感想を話しあい、教師は列席して講義法でのべた趣旨に添って時々助言を与える。最後に教師が手短かに講義法におけると同じような結論を導き出して結ぶ。

同一の実験者が、まず講義法群に対して指導した後、討議法群に対して指導し、それが終わったあと三群に同時に所定の検査を実施する。統制群は講義と討議の指導が行われている間隔離されていて、この実験の仕組については何も知らされなかった。

指導効果の検討のためには、藤原喜悦氏⁽³⁾の「社会に対する態度」の調査問題、国際教育研究会の「国際理解テスト（知識テスト及び人権意識テスト）」⁽⁴⁾及び文章完成法による調査を用いた。

なおこの実験では映画観覧直後の指導だけでなくこれに引続いて社会科の「国際理解」の単元の学習が約1カ月間行われ、この映画の影響をさらに拡充深化する方向において指導された。そのあとで上の三群がそれぞれどのような効果をおさめているかを、あわせて検討する。

映画観覧と指導及び検査の期日は次の通りである。

- (イ) 事前の指導——1月18日(金)
この映画がすぐれた作品であること、映画の中で出てくるユーゴスラビアの位置と歴史及びこの主題の時代的背景、とくにパルチザンの活動について簡単な解説を加えるが、映画のすじがきについては一切ふれない。時間は約20分。
- (ロ) 事前の調査——1月18日(金)〔調査Ⅰ〕
調査内容 人権意識テストⅡA、社会に対する態度、文章完成テスト。
- (ハ) 映画観覧——1月19日(土)
題名 最後の橋
観覧後宿題形式で感想文を書かせ、21日(月)に提出させる。
- (ニ) 事後の指導——1月21日(月)
感想文を提出させたあとで、前述のように三群に分けて指導する。
- (ホ) 事後の調査(1)——1月21日(月)〔調査ⅡF〕
事後の指導が終わったあとで全員一斉に実施する。
調査内容 人権意識テストⅡB、社会に対する態度、文章完成テスト
- (ヘ) 事後の調査(2)——1月24日(木)〔調査ⅡS〕
調査内容 人権意識テストⅡA
- (ト) 社会科における「国際理解」の単元の指導——1月21日～2月20日
- (チ) 1カ月後の調査〔調査Ⅲ〕
調査内容 国際理解(知識)テスト——2月21日(木)
人権意識テストⅡB——2月25日(月)
人権意識テストⅡA——2月28日(木)
- (2) 鑑賞指導の材料
ここに鑑賞指導の材料とした映画は、オーストリアとユーゴスラビアの映画会社の共同製

表1

群 別	統 整		講 義		討 議	
	M.	S.D.	M	S.D.	M	S.D.
社会科学学習成績	53.96	5.62	53.80	6.86	54.52	5.90
社会的態度テスト	63.20	6.06	62.37	6.24	62.29	5.68
人権意識テスト(粗点)	44.51	3.07	44.57	3.39	45.81	2.52

作による「最後の橋」である。そのあらすじは次の通りである。

第二次世界大戦のさ中、1943年春ユーゴスラビアの中南部を占領していたドイツ軍の病院で、看護婦長をしている女医ヘルガは、恋人マルティン軍曹と別れを惜しんでいたモスタールの橋の上で、初めてパルチザンの士官の射殺されるのを見た。その後ヘルガはパルチザンに捕えられ、負傷者の手当を強要されることになった。彼女は医者としての良心から傷病者の手当をするが、祖国愛との葛藤に悩み、幾たびか逃亡を企てて失敗する。傷病者を伴って部隊が移動中に、橋の上でドイツ軍のモーターボートの一隊と遭遇戦を演じたとき、ヘルガはもはや敵味方の区別なく負傷者を救おうと献身的に努力するようになっていた。やがてヘルガはドイツ軍の占領地に連合軍の落した薬を取りに行くことを命ぜられる。その途上恋人マルティンに会うが、ふりきって薬不足に悩むパルチザンに薬を届けようとする。両軍の対立する境の橋の上で、ヘルガは流弾に傷つきながらパルチザンに薬を渡したが、ドイツ軍のもとに帰ろうとしてついに橋上に倒れてしまう。

(3) 被 験 者

名古屋大学教育学部附属中学校3年生徒97名中から75名を抽出して三群を編成する。

(4) 実 験 者

石黒。(社会科担当の教師としてこの学年に入ってから指導しているものであって、この実験条件の一切の調整を担当する。)

4. 結果とその考察

(1) 映画観覧前の社会的態度

実験的指導の基点となるべき映画観覧前の社会的態度について三実験群を比較すると表1の通りである。社会科の学力がどの程度であるか

表2

群 別		統 整		講 義		討 議		
		M	S.D.	M	S.D.	M	S.D.	
調査Ⅱ Ⅰ	社会的態度	- 0.71	5.82	- 1.62*	3.54	3.63**	6.46	
	人権意識	Ⅱ A. Human	- 1.16	3.34	- 2.16*	4.44	- 1.51	4.18
		Ⅱ A. 戦争と平和	0.54	3.08	1.39*	1.64	1.41	4.12
		Consistency	- 2.64	7.40	- 4.24*	7.90	- 2.16	8.16

注 1. **は1%の水準で、*は5%の水準で、ⅡとⅠの間に有意差の認められることを示す。
2. Consistency は調査ⅠのテストⅡAと調査ⅡFのテストⅡBとの Consistency (Ⅰ), と調査ⅡFのテストⅡBと調査ⅡSのテストⅡAとの Consistency (Ⅱ) との差を示している。

を知るために、第2学期の学習成績をも添えた。三群の間には、学習成績においても、社会的態度においても、いずれも有意差が認められない。

(2) 鑑賞指導後の社会的態度

映画観覧後の指導によって、一層望ましい社会的態度への変化が、はたしてみられるだろうか。表2は観覧前後の検査について三群を比較したものである。これによると社会に対する態度では講義群と討議群は明らかに革新的な方向に変化しており、その差は有意である。人権意識については、ⅡAだけの粗点で比較した場合、僅かながらインヒューマン (Inhuman) な方向に変化しているが、三群間に有意差は認められない。しかし講義群では調査ⅡとⅠの間には有意差をもった減少が認められるのである。なぜこのような予期に反する結果があらわれたかは、よくわからない。恐らく何か別の要因が働いていたのだろう。この点はさらに検討を要する。

「戦争と平和」に対する態度については、Human の場合とは逆に、望ましい方向に変化しており、とくに講義群では調査ⅡとⅠの間に有意差が認められる。

意見の一貫性を Consistency の値によって

表3

群 別		統 整		講 義		討 議		
		M	S.D.	M	S.D.	M	S.D.	
調査Ⅲ Ⅱ	人権意識	- Human	2.25*	4.82	3.02*	5.98	1.58	5.52
		Ⅱ A. Human	0.99	2.92	2.50*	4.48	1.48	3.88
		戦争と平和	1.91**	2.32	1.57	3.96	1.59**	2.98
		Consistency	3.03*	6.07	3.17*	6.50	3.23*	6.62

みると、すべての群で観覧後において減少を示している。特に講義群でその減少が有意差をもっていることは、Human の減少とともにやや理解に苦しむところである。あるいは教師の指導によって指導後に意見が一時的に大きく動揺したと見るべきだろうか。

なお一つ注目されることは、講義群において、社会的態度及び戦争と平和への態度に関する標準偏差の値が有意差5%水準をもって、他の群より小さくなっていることである。これは恐らく教師の指導によって、意見の変化がより画一化の方向に進んだことを示すものと思われる。

文章完成法による意見調査の結果は、統計的には表わし得ないが、戦争に對する反対、人類愛の崇高さ、Humanism と愛国心の対立矛盾などに対する意見の増加がみられ、またパルチザンの行動に対する肯定的意見、あるいは理解のある態度がわずかながら増加した点も注目される。しかし三群についてその結果を有効に比較しうるまでの数値は得られなかった。

(3) 国際理解の単元学習後の変化

表3は鑑賞指導の後約1ヵ月間、社会科で「国際理解」の単元を指導したあとの社会的態度の

変化をみたものである。

Human の値が統整群と講義群においては有意差をもって増加しているが、三群間の有意差は認められない。テスト A の Human の値で、講義群がとくに増加（有意水準 5%）しているのは、鑑賞指導後に予期しない低下を示していたことと関係があるかもしれない。戦争と平和に対する意見では、講義群はすでに映画鑑賞後の指導で著しく向上していたから、有意差をもった進歩がそのあとでみられなかったのだろう。

5. 要 約

(1) 映画の鑑賞指導によって、生徒の社会的態度を一層望ましい方向に変化させることができ

る。

(2) 鑑賞指導における講義法と討議法を比較すると、ともに効果があるが、講義法の方が問題点への焦点づけが容易で画一化の傾向がやや強いようである。

(3) 映画の鑑賞指導後、その効果を強化するような方向でなされた社会科の学習指導は、どの群に対しても積極的な効果を与えるものと考えられる。しかし、そのような学習指導がなされなかった場合と比べて、どの程度すぐれているかをこの結果から推定することはできない。

(4) 討議法であれ、講義法であれ、鑑賞指導の効果を一時的に打消すような要因が潜在しているようにも思われるので、その点についてさらに検討する必要がある。

第四報告 映画の鑑賞指導による社会的態度の変容について (I)

1. 目 的

この研究の目的は、前の第 3 報告の場合と同様に、映画の社会的態度に及ぼす影響を、教師の鑑賞指導によってどの程度変化させることができるかを明らかにすることである。前の報告においては、映画観覧後映画が生徒に働きかけると同じ方向において、その影響力を統制強化する上に、教師の講義と教師の指導による生徒相互の討議とが、それぞれ異なった効果をもつことを明らかにした。この研究では映画の影響と逆の方向へ向かう指導の効果を確かめようとするのである。ここでとりあげた映画は、「真昼の暗黒」である。これは殺人事件の容疑者が、警察の拷問によって強いられた、事実と異なる自白と、警察当局の保身のための事実のわい歪曲とに基づいて、誤った判決を二度までも受けるに至った経過を描いたものである。ここでは基本的人権に反する拷問だけでなく、明白な反証があるにも拘らず誤審を繰り返す裁判所の機構そのものをも非難しているように見える。

この映画をみて、生徒は人権の擁護の重要性を認め、それを守ろうとする態度を強化するであろうが、反面警察や裁判所に対する不信の態度をも強めることになるだろう。この研究では、この映画の人権意識の強化に対する働きかけを

肯定しながら、警察や裁判所に対する信頼感を回復させようとする指導が、どれほどの効果をもつかを検討したい。ここでは映画の影響に対する抵抗力の源泉として、教師の講義と過去の強力な学習経験すなわち裁判所見学とを選んで、その効果を比較してみよう。

2. 方 法

(1) 実験計画

高校 1 年の生徒 75 名を 3 群に分け、次の指導法を適用してその結果を比較する。

(イ) 見学群 (30名)

この群の生徒は以前に裁判所の公判を傍聴した経験がある。従ってこの映画に描かれたことは特殊な問題と考え、裁判不信へ導こうとする映画の影響に対して抵抗すると思われる。

(ロ) 講義群 (25名)

裁判所見学の経験はもたない。映画観覧後、約 30 分にわたって、裁判権の独立とその公正を守るためのあらゆる組織、拷問に対する世論の監視などを教師が説明し、映画の事件を異例のこととして裁判に対する信頼感の回復をはかる。

(ハ) 統整群 (20名)

裁判所見学の経験はもたない。映画観覧後も何も指導しない。

各 個 研 究

効果の検討のためには、国際教育研究会著国際理解テスト(知識テスト及び人権意識テスト)20問からなる裁判についての意見調査、及び映画の感想調査を用いた。

鑑賞指導ならびに調査の手続は次の通りである。

(イ) 事前の調査——〔調査Ⅰ〕

人権意識テストⅡA——2月13日(水)

裁判に関する意見調査——2月13日(水)

なお事前の指導はしない。

(ロ) 映画観覧——2月14日(木)

観覧直後質問紙を配布、宿題形式で翌15日に提出させる(映画感想調査)

(ハ) 事後の指導及び調査(1)——2月16日(土)

—〔調査ⅡF〕—

講義群に対して、裁判に関する講義をした後、全被験者に対して、次の調査を実施。

人権意識テストⅡB

裁判に関する意見調査

(ニ) 事後の調査(2)——2月18日(月)——〔調査ⅡS〕

人権意識テストⅡA

映画とコミュニケーションに関する調査

(2) 鑑賞指導の材料

ここに指導の素材とした映画は、正木ひろし著「裁判官」(八海事件について裁判の不当を世に訴えたもの)を脚色したものであるが、はじめに「これは全く虚構であって事実とは何の関係もない」と断っている。そのあらすじは次の通りである。

中国地方のある漁村で老夫婦を殺して金を奪った事件があった。大島功法主任は現場をみてただちに数人の共同犯行と断定した。まず現場の指紋から小島を容疑者として検挙し、その供述に基づき植村以下4人を共犯者として検挙し

た。植村は警察でのげしい拷問にあつて、ついに小島の自白を認め、自分を主犯と断定する供述調書に捺印してしまう。植村の母は、本人がそのころ家で寝ていたことから無罪を信じて疑わない。しかし一審の判決は全員の自白が認められて植村は死刑、他は無期刑となった。近藤弁護士は二審の裁判で小島以外の4人のために、実地検証を請求し、共犯説の不合理を論証して、小島の単独犯行を主張したが、判決ではやはり植村が死刑、共犯者が有罪となった。そのあと落胆し面会所を去る母に向つて、植村は声をふりしぼつて「まだ最高裁がある」と叫ぶのである。

(3) 被験者

名古屋大学教育学部附属高等学校1年生徒101名中から75名を抽出して三群を編成。

(4) 実験者

石黒。(学年はじめから社会科担当の教師としてこの生徒を指導して、実験条件の一切の調整を担当する。)

3. 結果とその考察

(1) 映画観覧前の社会的態度

三実験群の映画観覧前における社会科学習成績と社会的態度を比較すると、表4の通りである。社会科学習成績は第2学期の3回のテストの合計点を100点法に換算したものである。これによると、三群の間には学習成績においても社会的態度においても、いずれも有意差が認められない。

(2) 映画に対する生徒の反応

感想調査(無記名)の結果によると、最も感銘を受けたのは「拷問によって犯罪人をつくろうとする警察当局の態度」であつて、全体の55%に及び、次いで多いのが「真実を明らかにして

表4

群 別	見 学		講 義		統 整	
	M	S.D.	M	S.D.	M	S.D.
社 会 科 学 習 成 績	54.84	15.51	51.72	15.13	50.80	14.90
人 権 意 識 テ ス ト Ⅱ A (粗点)	42.05	4.84	42.69	2.94	44.30	4.62
人 権 意 識 テ ス ト Ⅱ A .Ⅳ . (個人的諸利)	12.63	1.42	12.71	1.33	13.20	1.74

表5

群 別	見 学		講 義		統 整		合 計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
確かにそう思う	3	10.0	3	12	3	15	9	12.0
そう思う	10	33.3	10	40	9	45	29	38.7
わからない	7	23.3	10	40	5	25	22	29.3
そうは思わない	8	26.7	2	8	3	15	13	17.3
絶対にそうは思わない	2	6.7	0	0	0	0	2	2.7

無実の罪を救おうとする弁護士の態度」で18%，それとほぼ同じ程度で「主犯者にしたてあげられた植村の心」（16%）が多くなっている。「強盗殺人の恐しさ」をあげているものは2名しかなかった。これらの感想においては三群の間にほとんど差異がみられなかった。

つぎに「警察当局で、映画の中にあつたような強問が現在実際に行われていると思うか」という問に対する答は表5の通りである。この場合は裁判所見学の経験をもつものに否定的な応答がより多く、見学しない2群との間に有意差（5%水準）が認められた。

裁判所見学の経験がこのような意見の差異をもたらした有力な原因の一つであるとみてよからう。

さらに「二審で反証が多くあげられたにもかかわらず、あのような判決が下されるということが実際にありうると思いますか」という問に対しては、表6のように肯定的な応答が多く、各群ともほとんど同じ傾向を示している。誤審の可能性を認めるものの多いのは、最高裁までいって原審差戻しになる例を新聞などで見て知っているためであろう。

(3) 鑑賞指導後の社会的態度

表6

群 別	見 学		講 義		統 整		合 計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
確かにそう思う	1	3.3	2	8.0	2	10.0	5	6.7
そう思う	12	40.0	10	40.0	7	35.0	29	38.6
わからない	6	20.0	6	24.0	5	25.0	17	22.7
そうは思わない	8	26.7	5	20.0	4	20.0	17	22.7
絶対にそうは思わない	3	10.0	2	8.0	2	10.0	7	9.3

映画観覧後、講義群に対して指導を行った結果、三群間にどのような変化と差異がみられるだろうか。表7は観覧前後の検査について三群を比較したものである。

映画観覧後の人権意識及び同検査における態度の一貫性（Consistency）においては、三群間に有意な差が認められない。観覧前後の得点を比較してみると、人権意識ⅡA及び同じく個人的諸権利に関する態度において、各群いずれもヒューマン(human)な方向に変化している。しかし統整群は他の2群より有意差をもって分散が小さくなっている。これは見学群と講義群において影響力の個人差が大きかったことを示すもので、Consistency の変化と何か関連があるように思われる。そこで Consistency の値をみると、見学群と講義群では有意差をもって2回目の成績が向上しているのに対して、統整群では有意な変化が認められない。人権意識における変化とこれとを結びつけて考えると、見学群では裁判所見学を通してかなり安定化されていた人権意識が、映画観覧によってその体制を強く動揺させられるが、それを契機としてかえって一層安定化された強固な人権意識ができていくのではないだろうか。また講義群では教

各 個 研 究

表7

群 別	見 学		講 義		統 整		
	M	S.D.	M	S.D.	M	S.D.	
人 権 意 識 (Human)	85.70	8.16	88.95	5.82	89.60	6.69	
人 権 意 識 (Consistency)	77.85	10.35	81.29	10.62	78.35	11.30	
調査Ⅱ Ⅰ	人 権 意 識 Ⅱ A (Human)	1.77**	3.14	2.88**	3.35	1.30*	2.19
	人権意識Ⅳ(個人的諸権利)	1.50**	1.58	0.93**	1.61	1.17*	1.96
	人 権 意 識 (Consistency)	6.20	7.14	6.22	7.52	2.80	6.12

注 1. **は1%水準で,*は5%水準で、ⅡとⅠの間に有意差の認められることを示す。

2. Consistencyは調査ⅠのテストⅡAと調査ⅡFのテストⅡBとのConsistency(Ⅰ)と、調査ⅡFのテストⅡBと調査ⅡSのテストⅡAとのConsistency(Ⅱ)との差を示す。

師の解説によつて、映画の影響力との間に葛藤を起すものがかかなり出るが、それによつてかえつて人権意識の安定化が導き出されるのではないか。統整群では人権意識における変化(それはよりよい方向へではあるが)が認められるけれども、その効果がなお十分安定化されないとも考えられる。なおこの点では第三報告の場合と結果が逆になっているが、映画の影響力に対する指導の方向が異なるためと解せられる。しかし以上の解釈は、裁判に関する意見の調査や映画とコミュニケーションに関する調査によって吟味されなければならないだろう。しかしここではそれについて十分検討を加えるだけの紙数の余裕をもたないので、裁判に関する意見調査の結果にごく簡単にふれる程度に止めておく。裁判に関する意見調査では裁判批判の是非、犯罪の責任の所在、拷問、黙否権、死刑の是非など10項目につき正反両面からの問をもうけ(計20問)、それに5段階の尺度で評定させたものである。三群の応答において一致した項目がかかなり多いが、かなり明瞭な差異のあるものも見受けられる。例えば犯罪者に厳刑を科すべきかどうかに対する応答では見学群や講義群では、統整群よりもより一貫した態度の変化が認められる。又黙否権についても見学群や講義群により妥当な意見が多いようである。これらは指導の効果の一端を示すものと考えてもよからう。

4. 要 約

(1) 実地見学によつて知識が一層具体的な裏付けを与えられているときには、それと異なる映

画の影響に対してより強い抵抗力を示すと考えられる。その場合映画の影響を受けながら、それを自己の学習経験と結びつけて、より妥当なものに再体制化し、強力で一貫した安定性をうるに至るようである。

(2) 映画の意図するものを一部是認しながら、その影響を反対の方向に是正してより妥当なものにしようとする指導は、人権意識に関する限りなお有意差を認めうるほど十分な効果を収めえなかった。しかしもちろん効果がないとはいえないし、さらに態度の一貫性を強め、より安定化するという点では大きな力をもっている。

(3) 人権意識における態度の一貫性(Consistency)について、講義法の効果が第三報告の場合と逆になっているのは、その指導における講義の役割——ある対象に対する順方向への指導か逆方向への指導か——の相異に基因すると考えられるが、このことは指導上非常に重要な問題を含んでいるので、さらに進んだ検討が必要であると思われる。

引 用 文 献

- 注 1. Peterson, R. C. and Thurstone, L. L., Motion Pictures and the social attitudes of children (Motion Pictures and Youth Series) 1933.
2. 石黒鈺二・織田長繁・都築亨・中尾正三, 社会科教育におけるマス・コミュニケーションの問題, 第一報告——映画「しいのみ学園」における反応の研究——,「名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要」第1集, 1955, 35—38.
3. 藤原喜悦, 青年期に関する心理学的研究, 1956.
4. 国際教育研究会, 国際理解テスト, ((Ⅰ)知識テスト, (Ⅱ)人権意識テスト), 東洋館出版社